装管原第４８８２号
令和４年３月３０日

長　官　官　房　審　議　官
調　達　管　理　部　長
調　達　事　業　部　長　殿
各　研　究　所　長
各　試　験　場　長

防衛装備庁長官
（公印省略）

輸入完成品等の見積価格に関する資料の提出又は提示を求める
基準の設定について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における下請負企業からの輸入品等に係る価格の妥当性の確認について（装管調第１９７６号。令和４年２月１０日）第２項第５号の規定に基づき、下記のとおり基準を定めたので通知する。

記

１　対象
随意契約（予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づき競争入札から随意契約によることとなったものを除く。）における見積資料に含まれる、契約の相手方及び契約の相手方が直接契約する下請負者を通じて調達する輸入完成品等（円貨、外貨を問わない）で、単価 1,000 ドル相当以上又は総価 20,000 ドル相当以上（以下、「基準額」という。）のものを対象とする。

２　その他
競争契約であるものの見積資料の提出が１社のみの場合や、輸入完成品等の価格が基準額に満たないものの計算価格に占める割合が大きい場合など、前項に規定する対象に該当しないものであっても、必要に応じて同様の措置をとるものとする。